

国立大学法人群馬大学教職員の再雇用に関する規則

平成25. 8. 1 制定

(目 的)

第1条 この規則は、国立大学法人群馬大学教職員就業規則（以下「就業規則」という。）第24条の規定に基づき、定年により退職した教職員の再雇用に関する必要な事項を定めることを目的とする。

(定 義)

第2条 この規則において「再雇用教職員」とは、就業規則第21条に規定する定年退職後、引き続き再雇用された者をいう。

(対象者)

第3条 再雇用の対象となる教職員は、再雇用する年度の前年度に国立大学法人群馬大学（以下「本学」という。）を定年により退職した者とする。

(再雇用の方法)

第4条 再雇用は、前条に規定する者で、定年退職後、引き続き再雇用を希望するもの（以下この条において「再雇用希望者」という。）について行うものとし、再雇用の期間は、1年を超えない範囲内の期間（4月1日から翌年3月31日までの期間に限る。以下同じ。）とする。ただし、再雇用希望者が、就業規則第14条第1号から第3号までの規定のいずれかに該当する場合は、再雇用しないことができる。

(再雇用の更新)

第5条 前条の期間は、1年を超えない範囲内の期間を定めて更新することができる。

(再雇用教職員の雇用上限年齢)

第6条 再雇用教職員の雇用上限年齢は満65歳とし、第4条及び前条の期間は満65歳に達する日以後の最初の3月31日を超えることはできない。

(身 分)

第7条 再雇用教職員は、次に各号に掲げるいずれかの身分とする。

(1) 常勤の再雇用教職員

(2) 国立大学法人群馬大学非常勤教職員就業規則第3条第2号に規定する短時間雇用教職員（以下「短時間雇用教職員」という。）

(この規則の規定の特例)

第8条 本学の教職員から本学以外の国立大学法人等の幹部職員（課長級職員）に登用された者（平成16年3月31日以前に、群馬大学の職員から群馬大学以外の国立学校等の課

長等に登用された者を含む。)で、他の国立大学法人等を定年により退職(当該大学に再雇用された後、退職した場合を含む。)した者については、第3条に規定する者とみなし、第4条から第7条までの規定を準用して再雇用することができるものとする。

(雑則)

第9条 特別の事情により、この規則によることができない場合で学長が特に必要と認める場合は、別段の取扱いをすることができる。

附 則

- 1 この規則は、平成25年8月1日から施行する。
- 2 この規則施行の日の前日において、再雇用されていた者については、なお従前の例による。
- 3 再雇用教職員のうち、その生年月日が次表の生年月日欄に掲げる期間内にある者の身分については、第7条の規定にかかわらず、短時間雇用教職員とする。ただし、最初に再雇用された日から、同表生年月日欄の区分に応じ同表年齢欄に掲げる年齢に達した日以後における最初の3月31日までの期間は、常勤の再雇用教職員とすることができる。

生 年 月 日	年 齢
昭和28年4月2日～昭和30年4月1日	61歳
昭和30年4月2日～昭和32年4月1日	62歳
昭和32年4月2日～昭和34年4月1日	63歳
昭和34年4月2日～昭和36年4月1日	64歳